

平成29年度第1回市原市個人情報保護審査会議事要旨

- 1 会議の名称 平成29年度第1回市原市個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成29年7月21日(金)午後1時30分～午後3時40分
- 3 開催場所 市原市役所議会棟 第3委員会室
- 4 出席者 審査会委員 小賀野会長、河邊委員、濱田委員、安川委員
実施機関

〔諮問1〕

(市民生活部 市民課) 田邊課長、中川係長、近藤主任

(総務部 情報管理課) 徳課長補佐、泉水係長、清田主任

〔諮問2〕

(市民生活部 市民課) 田邊課長、佐久間副主査、宮崎主任

事務局

(総務部) 中川部長 (総務課) 深山課長、鈴木主幹

(法務・情報公開室) 加藤室長、豊田主任、内山主事

5 議 題

(1) 実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

市原市個人情報保護条例第10条第2項に基づくオンライン結合による個人情報の提供
について

〔諮問2〕

個人情報開示請求に対する一部開示決定処分に係る審査請求について

6 議事等の概要

(1) 実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

市原市個人情報保護条例第10条第2項に基づくオンライン結合による個人情報の提供
について

ア 実施機関による証明書コンビニ交付事業に関する説明

実施機関(担当部署 市民生活部市民課)が、市民が自宅や勤務先等の最寄りの
コンビニエンスストアで、夜間・休日も住民票の写しなどの証明書の交付が受けら
れるコンビニ交付サービスの導入に伴い、地方公共団体情報システム機構(以下「J
-L I S」という。)との間で実施するオンライン結合について説明を行った。

その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

オンライン結合を実施するうえで「公益上の必要性」、「個人の権利利益の侵害性の有無」及び「市原市個人情報オンライン結合基準に定める基準を満たしているか」を踏まえて審議が行われ、次の意見が出された。

- ・市民が住民票の写し等の証明書を取得できる場所や時間が拡大することで、市民の利便性の向上が図れること、さらに、窓口の市職員の労力を、より専門性の高い業務に注ぐことで窓口業務の合理化につながることへの期待ができるという観点から、公益上の必要性があると認められる。
- ・実施機関においては、結合の相手方である J-L I S との契約条項を確認するだけでなく、間接的相手方となる直営店等の個人情報の保護措置の実効性について十分な確認を行うこと。
- ・直営店等を含むコンビニ事業者等が増減した場合あらためて諮問をすべきか否かについては、審査会において実施機関が説明した、本件事業に係る J-L I S との契約の枠組みの中での増減に関するものに限り、あらためて諮問する必要はない。

〔諮問 2〕

個人情報開示請求に対する一部開示決定処分に係る審査請求について

ア 実施機関による概要説明

審査請求人は、実施機関（担当部署 市民生活部市民課）が行った市原市個人情報一部開示決定処分について、不開示とされた情報のうち、職務上請求を行った司法書士の依頼者の氏名又は名称の部分を開示すべきであるとして、処分の取り消しを求める審査請求をおこなった。

実施機関は、当該不開示情報が市原市個人情報保護条例第 14 条第 2 号に該当するとして、審査請求を棄却する裁決の方向性について審査会に諮問したとの説明を行った。その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

本件審査請求における争点は、本件不開示情報の条例第 14 条第 2 号への該当性であるとして、審議が行われ、次の意見が出された。

- ・一般的に司法書士にこうした依頼した者の情報は、第三者へ知られることを予定して行われているものとは認めがたく、開示された場合、開示請求者以外の個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがある。
- ・本件不開示情報が法令等の定めるところにより何人でも知り得る状態にある、または当該請求者以外の個人の同意が得られているという事実は認められない。
- ・これらのことから、本件不開示情報は条例第 14 条第 2 号へ該当するため、審査請は棄却されるべきである。

答申書の作成方法については、審査会より示された答申の方向性に基づき、会長の指導のもと、事務局が答申素案を取りまとめ、素案に対する各委員からの意見を反映させた後、会長が答申書の最終稿をまとめることとした。